

奈良県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十三号

奈良県行政組織規則等の一部を改正する規則

(奈良県行政組織規則の一部改正)

第一条 奈良県行政組織規則(昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一奈良県障害者総合支援センターから奈良県立登美学園までの項所掌事務の欄第一号ア中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改め、同号イ中「第六条の二第五項」を「第六条の二の二第五項」に改め、同号ウ中「第六条の二第六項」を「第六条の二の二第六項」に改め、同欄第四号中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改め、同表奈良県北部農林振興事務所から奈良県南部農林振興事務所までの項中「宇陀市榛原萩原」を「宇陀市菟田野松井」に改め、同表奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項中「宇陀市大宇陀迫間」を「宇陀市菟田野松井」に改める。

(奈良県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正)

第二条 奈良県産業廃棄物税条例施行規則(平成十五年十二月奈良県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「桜井県税事務所長」を「中南和県税事務所長」に改める。

(狂犬病予防法施行細則の一部改正)

第三条 狂犬病予防法施行細則(昭和二十五年十一月奈良県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「桜井保健所」を「中和保健所」に改める。

(土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則の一部改正)

第四条 土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則(昭和五十七年四月奈良県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第四項中「桜井土木事務所長」を「中和土木事務所長」に改める。

(初瀬ダム操作規則の一部改正)

第五条 初瀬ダム操作規則(平成三年三月奈良県規則第六十一号)の一部を次のように

改正する。

第十条中「桜井土木事務所長」を「中和土木事務所長」に改める。

（建築基準法施行細則の一部改正）

第六条 建築基準法施行細則（昭和二十五年十二月奈良県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「桜井土木事務所長」を「中和土木事務所長」に改める。

（租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地の認定に関する規則の一部改正）

第七条 租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地の認定に関する規則（昭和四十九年四月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「桜井土木事務所」を「中和土木事務所」に改める。

（租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課制度及び特定長期譲渡所得課税制度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部改正）

第八条 租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課制度及び特定長期譲渡所得課税制度に係る優良住宅の認定に関する規則（昭和四十九年四月奈良県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「桜井土木事務所」を「中和土木事務所」に改める。

（奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正）

第九条 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例施行規則（平成七年七月奈良県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号中「桜井土木事務所」を「中和土木事務所」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（奈良県行政組織規則別表第一奈良県障害者総合支援センターから奈良県立登美学園までの項の改正規定に限る。） 平成二十七年一月一日

二 第二条の規定 平成二十七年一月五日

三 第一条の規定（奈良県行政組織規則別表第一奈良県障害者総合支援センターから奈良県立登美学園までの項の改正規定を除く。）及び第四条から第九条までの規定

平成二十七年一月十九日

四 第三条の規定 平成二十七年二月十六日

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により桜井
県税事務所長又は桜井土木事務所長に対して提出されている申請書等は、この規則に
よる改正後のそれぞれの規則の規定により提出されたものとみなす。